

環境重視型水産加工団地の形成を目指した土地利用計画の策定

業務名	銚子漁港背後地土地利用計画策定業務委託（13-425）
委託者	千葉県銚子漁港事務所
担当者	隅澤秀仁、（横井正二）

1. 調査の目的

銚子漁港は、我が国の水産業の振興上、特に重要な漁港として、特定第3種漁港に指定され、沖合・沿岸漁業漁船の拠点港及び大規模流通加工拠点として、総合漁業基地化を目指した整備を進めている。銚子漁港の背後地の土地造成については、昭和45年度から4地区に分けて埋め立てられ、このうち川口及び黒生1期地区は分譲が完了し、黒生2期及び3期地区は、現在分譲すべく土地造成を行っているところである。

近年、水産加工場では事業活動に伴い魚腸骨等から発生する悪臭、汚水等が生活環境を阻害する一因となっていることから、関係各方面から加工残渣等を資源として有効利用するリサイクルシステムが求められている。

このような時代の要請の中で、平成12年度には、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、水産加工業においても環境に配慮した適切な対応が求められており、こうした背景も踏まえ、昭和63年に策定された黒生2期及び3期地区の土地利用計画の見直しを行うとともに、「環境重視型水産加工団地」の形成を目指した土地利用計画を策定し、安全で環境に優しい産業づくりについて推進することとした。

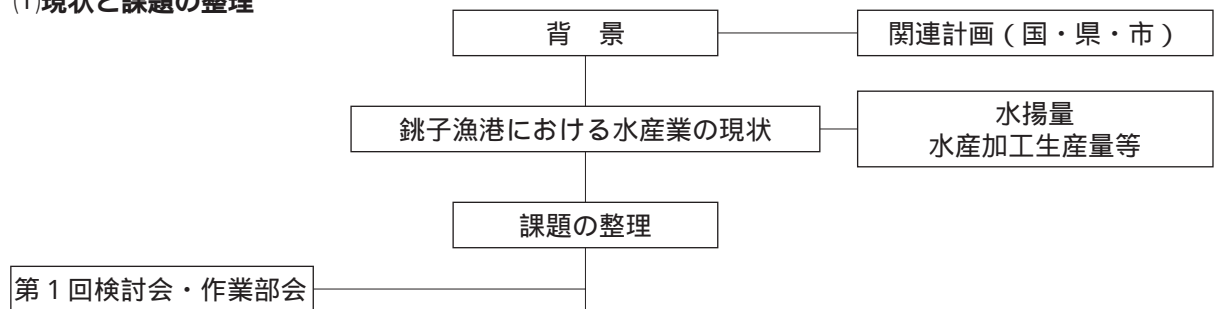
2. 調査の方法

本調査では、検討会及び作業部会を組織し、下記のフローにより検討を行った。

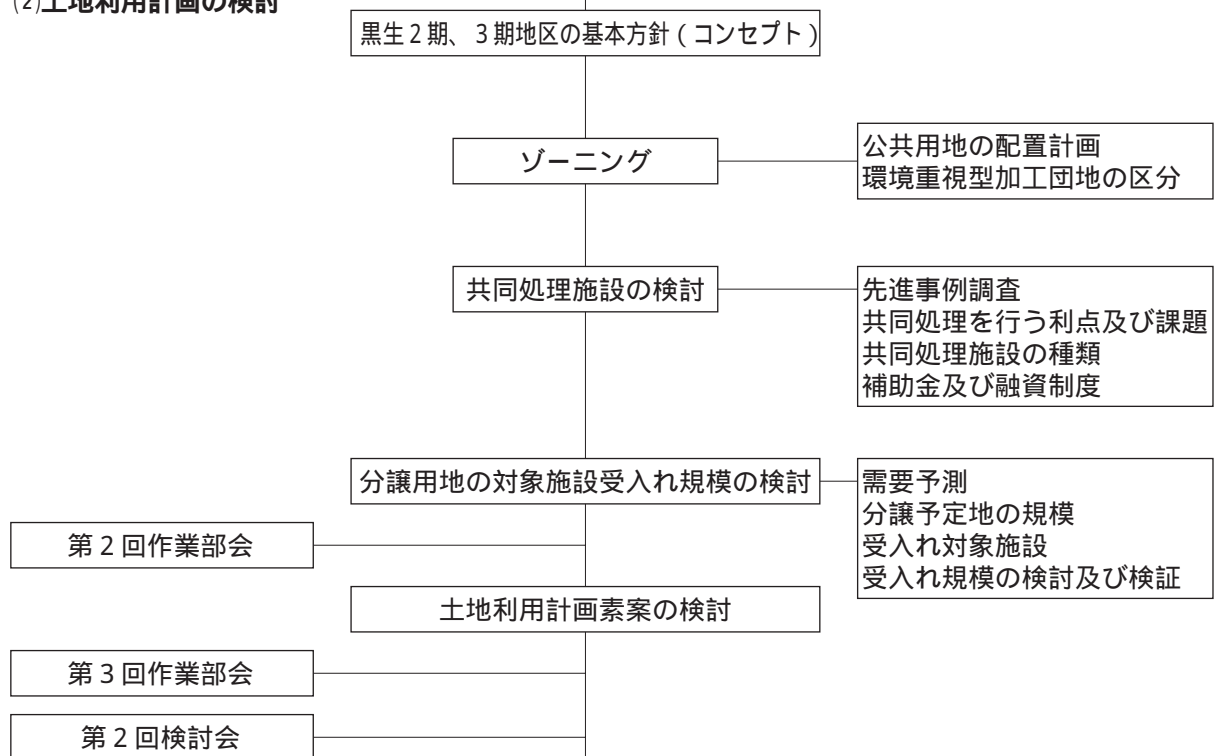


図 - 1 調査位置図

(1)現状と課題の整理



(2)土地利用計画の検討



(3)事務局作業

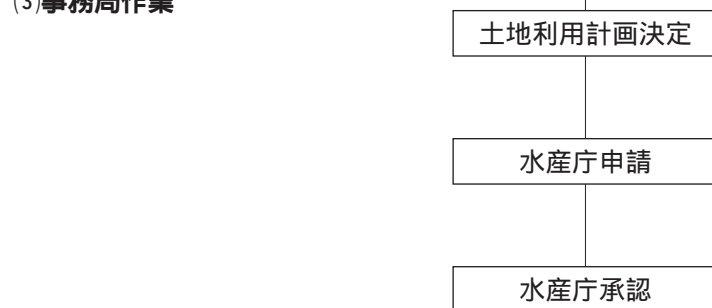


図 - 2 銚子漁港後背地土地利用計画策定業務 調査フロー

3. 課題の整理

銚子市の水産加工業について課題の整理を行うと、次のようなことが挙げられる。

(1) 中小の水産加工業者の混在による生活環境への影響

銚子市内には水産加工業者が混在した状況であり、臭気、騒音、振動などの面で生活環境に多大な影響を及ぼしている状況にある。

(2) 工場規模の拡大や施設の近代化、高度衛生管理体制等の整備を行うに当たっての困難性

上記と同様に、市内に水産加工場が混在しているため、敷地の制約などから事業規模の拡大、設備の近代化を行うに当たって困難な状況にある。

(3) 水産加工残渣の高度な有効利用

水産加工業等の事業活動に伴って発生する魚腸骨などの残渣の高度な有効利用を図ることは、今後、水産資源の減少等に伴い必要不可欠なことであり、そのためには迅速かつ適切な管理・収集がなされる必要がある。

(4) 漁港周辺における下水道施設の早期整備

水産加工場から排出される廃水は、漁港周辺の水質に大きな影響を与えることから、排水基準に合った適正な処理を行う必要がある。

4. 黒生2期、3期地区の土地利用計画検討

4-1 黒生2期、3期地区の基本方針

事業活動に伴って排出される加工残渣や廃水などの有効利用、適正処理により、環境への負荷の低減など、リサイクルシステムの構築を目指した環境重視型水産加工団地の形成を図る。銚子市内に混在する水産加工業等の集約を基本とする。

4-2 黒生2期、3期地区のゾーニング

(1) 黒生2期地区

- ① 漁具保管修理施設用地は、労働環境の改善及び作業効率の向上を図るとともに漁具保全のための漁具倉庫、漁具干場として整備する。
- ② 駐車場用地は、漁具保管修理等の漁業活動を行う作業車等の待機所として新規に整備する。
- ③ 漁港環境整備施設用地は、漁港における景観の保持・美化を図り、快適な漁港環境を形成するとともに、安全性や避難場所としての向上に資することを目的として整備する。

(2) 黒生3期地区

- ① 黒生3期地区の前面には、加工原魚の安定的な供給を目的とした - 7.5m岸壁の整備を進めているところであり、荷捌所用地は、大型の漁船や水産物運搬船から陸揚げされた水産物を消費地市場、加工場、冷蔵庫等へ発送するための積み下ろし場として整備する。
- ② 駐車場用地は、荷捌所で取り扱われる水産物を輸送する大型保冷車、トレーラーなどの待機所として新規に整備する。
- ③ 漁船修理施設用地は、漁船の維持修繕、点検整備、補修改良などの作業を行う施設として整備する。
- ④ 漁港環境整備施設用地は、快適にして潤いのある漁港環境の形成に資する施設を整備する。
- ⑤ 船揚場施設用地は、漁船修理施設へ漁船を引き揚げるための施設として整備する。
- ⑥ 蓄養施設整備は、水揚げされた活魚を一時的に保管しておくための施設として整備する。

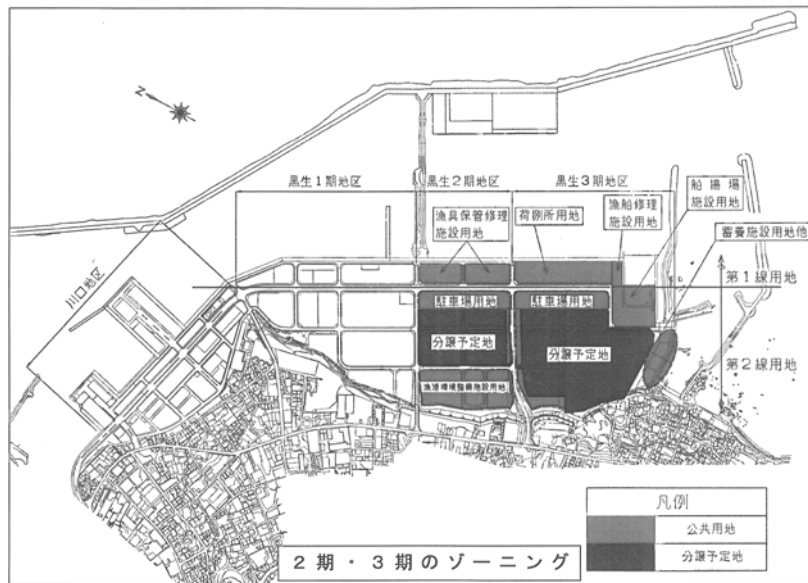


図 - 3 黒生 2 期、3 期地区のゾーニング図

4 - 3 分譲予定地における環境重視型水産加工団地の区分け

本地区においては、下水道が未整備な状況であり、環境重視型水産加工団地の形成に当たっては、廃水処理施設の整備が必要不可欠である。また、水産加工過程において発生する魚腸骨などの残滓を有効利用するための施設の整備や環境への負荷の低減、もしくは再利用する共同施設の設置が必要である。なお、これら共同処理施設を機能的かつ効率的に配置するためには、まとまった一団の土地の確保が必要である。

- (1) 黒生 2 期地区については、単独企業がそれぞれの責任において、加工残滓、廃水等の処理・リサイクルを考えるエリアとする。

- (2) 黒生 3 期地区については、企業グループによる加工残滓、廃水等の処理・リサイクルを考えるエリアとする。

なお、加工団地内でのリサイクルが難しい廃棄物等については、専門のリサイクル業者への依頼も考慮する。

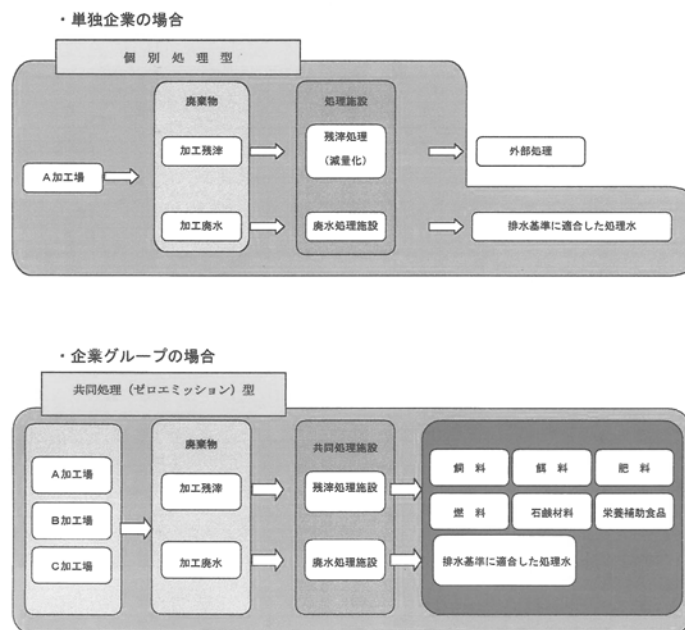


図 - 4 加工残滓、廃水処理・リサイクル処理フロー図

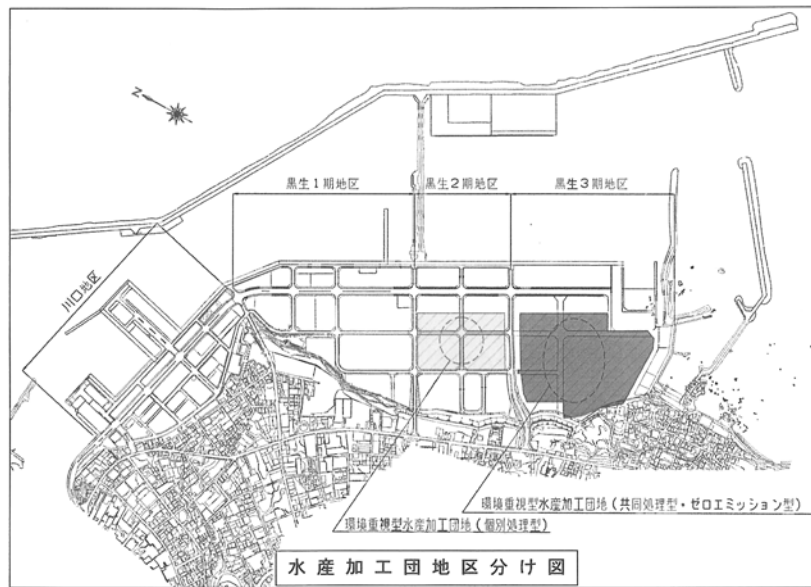


図 - 5 分譲予定地における環境重視型水産加工団地の区分け図

5. 成果の活用

本調査に基づき、「環境重視型水産加工団地」の形成を目指して、各施設の整備が進められる。